

令和7年3月  
警 察 庁

インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」  
の改定案に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年1月30日から同年2月12日までの間、インターネット・ホットラインセンターの運用指針である「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見の募集を行ったところ、12件の意見を頂きました。

頂いた意見について、ホットライン運用ガイドライン検討協議会において協議した結果、「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に関するものと認めた意見及びこれに対する考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 意見を募集したガイドライン改定案の題名  
ホットライン運用ガイドライン
- 2 ガイドライン改定案を公示した日  
令和7年1月30日
- 3 公表する意見及びこれに対する考え方（別紙のとおり）  
公表する意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（意見の全文については、警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。  
なお、今回の「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見以外の意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
- 4 意見の総数及びその内訳  
意見の総数 12件  
（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	11件
電子メール	0件
郵送	1件

インターネット・ホットラインセンターにおける「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見及びこれに対する考え方について

## 1 1件目の意見

### (1) 意見内容

違法求人情報の定義として、「法人電子証明（個人事業主については個人電子証明）や法人登記番号がないもの」とすることはできないか。関連法を改正する必要もあると思うが、より敷居を高くすることが必要。

### (2) 考え方

職業安定法第5条の4第1項における「労働者の募集に関する情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。」との規定に反しないと認められるには、6情報（雇用しようとする者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金）が必要であることが明確にされています。

頂いた意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

## 2 2件目の意見

### (1) 意見内容

生成AIの普及により対応すべき件数は爆発的に増加するおそれがあり、ホットライン側のAIによる対応や、AI管理者への違法行為を助長しないための働きかけが必要。改定案は効果が期待できないため反対。

### (2) 考え方

頂いた意見については、関係機関とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

## 3 3件目の意見

### (1) 意見内容

求人情報の登録に関して、登録者の情報が正確であることを証明する仕組みが不十分。以下のような項目を追加することで、より信頼性の高い求人情報の提供が可能になるのではないか。

- ・ 氏名の記載について、通称名（通名）ではなく、正式な氏名の記載を求めること。
- ・ マイナンバーカードなど、公的な本人確認書類の提出を義務付けること。
- ・ 求人情報に記載される住所について、レンタルスペースの使用を禁止するか、使用する場合はその旨を明記すること。

### (2) 考え方

職業安定法第5条の4第1項における「労働者の募集に関する情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。」との規定に反しないと認められるには、6情報（雇用しようとする者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金）が必要であることが明確化されています。

頂いた意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。